マイナンバー(個人番号)ご提供のお願い

保険会社は、相続税法・所得税法の規定により、保険金額が100万円超の場合には、当社か ら税務署あてに保険金のお支払内容を記載した支払調書を提出しておりますが、マイナンバー 制度の導入に伴い、「受取人」さまと「契約者」さまのマイナンバーをそれぞれ支払調書に記 載して提出することが義務づけられております。

つきましては、お客さまにマイナンバーのご提供をお願いしています。以下をご確認のうえ、 ご提供くださいますようお願いいたします。

① 受取人さま <u>ご本人</u> からご提供いただく場合	「本人用 マイナンバー提供要領」をご確認ください。
②受取人さまの代理人からご提供いただく場合(※)	「代理人用 マイナンバー提供要領」
(※)受取人の親権者や法定代理人からご提供いただく場合 受取人が代理人にご提供を委任いただく場合	をご確認ください。

- マイナンバーは大切な情報ですので、当社担当者がお客さまの面前でお手続きする際に、 「マイナンバー確認書類」のコピーをお預かりすることはございません。
 - ・当社担当者がお客さまの面前でお手続きする際は、お客さまから「マイナンバー確認書類」をご提示い ただき、その場で営業用携帯端末にマイナンバーを登録のうえ、ご提示いただいた「マイナンバー確認 書類」は速やかに返却いたします。
 - ・なお、営業用携帯端末での登録ができない場合は、後日あらためて、当社から「郵送でのマイナンバー 提供方法」を送付いたしますので、案内に沿ってご提供いただきますようお願いいたします。

当社は、お客さまからご提供いただいたマイナンバーを、情報管理を徹底したうえで、「保険取引に関する支 払調書作成事務」に利用いたします。

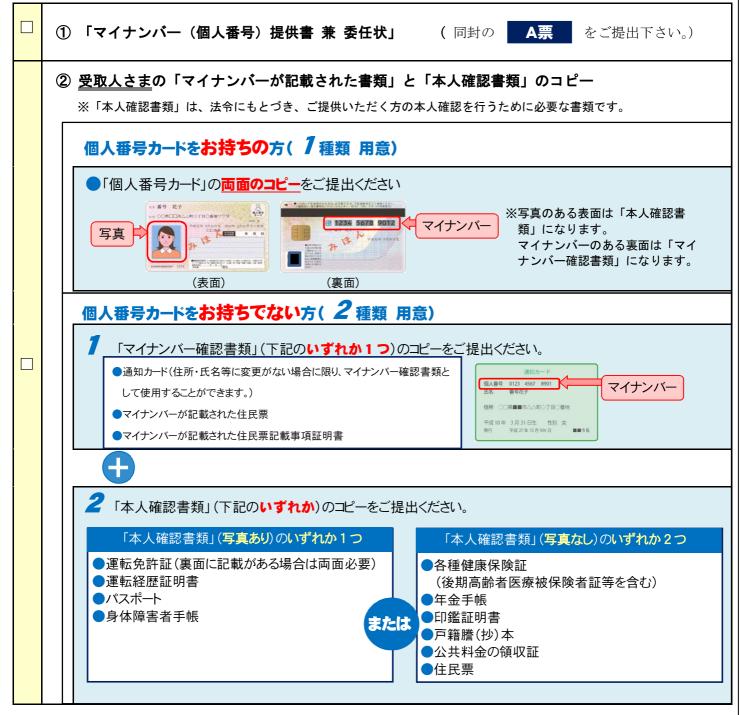
マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)とは

平成27年10月から導入された「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」は、住民票を有するすべて の方に1人1つの番号を付番して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存 在する個人の情報が同一人の情報であることを確認できるようにするものです。

本人用

マイナンバー提供要領

以下①~②の書類を、保険金請求書類とともに当社あてご提出ください。



※保険金請求書類のご提出とあわせてマイナンバーのご提供をお願いしていますが、マイナンバー確認書類がお手元になく、ご提供にお時間がかかる場合は、まずは保険金請求書類をご提出ください。

この場合、マイナンバーのご提供を後日お願いすることがあります。

代理人用

マイナンバー提供要領

以下①~③の書類を、保険金請求書類とともに当社あてご提出ください。

① 「マイナンバー(個人番号)提供書 兼 委任状」 (同封の A票 をご提出下さい。)
② <u>受取人さま</u> の「マイナンバーが記載された書類」のコピー(下記のいずれか1つ) ●個人番号カードの裏面(注) ●通知カード(住所・氏名等に変更がない場合に限り、マイナンバー確認書類として使用することができます。) ●マイナンバーが記載された住民票 ●マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
《個人番号カード》 A
③ <u>代理人さま</u> の「本人確認書類」のコピー(下記のいずれか) ※「本人確認書類」は、法令にもとづき、ご提供いただく方の本人確認を行うために必要な書類です。 「本人確認書類」(写真あり)のいずれか1つ ●運転免許証(裏面に記載がある場合は両面必要) ●運転経歴証明書 ●パスポート ●身体障害者手帳 または または 「本人確認書類」(写真なし)のいずれか2つ ●各種健康保険証 (後期高齢者医療被保険者証等を含む) ●年金手帳 ●印鑑証明書 ●戸籍謄(抄)本 ●公共料金の領収証 ●住民票

※保険金請求書類のご提出とあわせてマイナンバーのご提供をお願いしていますが、マイナンバー確認書類がお手元になく、ご提供にお時間がかかる場合は、まずは保険金請求書類をご提出ください。この場合、マイナンバーのご提供を後日お願いすることがあります。